

第10章 計画の定量的な目標及び評価方法

10-1 計画の目標指標の設定

(1) 基本的な考え方

都市計画マスタープランの将来都市像及び立地適正化計画に定めるまちづくりの方針の実現に向けて、計画の適切な進捗管理を行うために、立地適正化計画の誘導方針と整合した目標指標を設定します。

(2) 目標指標の設定

立地適正化計画の進捗状況を把握するため、目標指標を以下のとおり設定します。

《誘導方針》			《目標指標》	
まちづくりの方針	誘導方針	期待される効果	目標指標	指標設定の考え方
(1) 町民生活の利便性を維持するための方針	①生活に身近な拠点の適正配置 ②地域に必要な施設の誘導 ③拠点間連携による生活利便の確保	●歩いて生活できる範囲に必要なサービス機能を確保 ●民間施設の都市機能過不足の安定化 ●効率的な市街地形成による財政支出の削減	指標① 商業施設（生鮮三品取扱店、コンビニ）の圏域カバー率の維持	便利で暮らしやすい市街地形成を図るため、商業施設（生鮮三品取扱店、コンビニ）の圏域カバー率の維持を目標とします。
			指標② 都市機能誘導区域内における都市機能増進施設・誘導施設の維持・確保	都市機能誘導区域内に必要な施設を維持・誘導し、拠点のにぎわい創出を図るため、都市機能増進施設・誘導施設の維持・確保を目標とします。
			指標③ 居住誘導区域内の人口密度の維持	益城町の都市構造上の問題点とそれを改善し将来に向けたまちづくりを目指して、熊本地震からの復興を行うとともに自家用車での移動が困難な高齢者が徒歩で生活できる範囲内で、将来にわたって生活サービス施設が維持できるような人口密度を目標とします。
(2) 安全な居住地を形成していくための方針	①内陸部への安全な居住地の形成・誘導 ②新たな複合防災拠点の形成	●町民が安心して生活できる居住地の増加 ●居住誘導区域内の人口密度の維持 ●町民の日常生活における自然災害に対する不安の解消 ●経済活動を維持し、固定資産税路線価の下落を抑え財政縮小を軽減	指標④ 固定資産税路線価は、地域の社会経済活動のバロメーターであり、定期計測が可能な指標であるため、経済活動を維持し、財政縮小を軽減するための指標とします。	
			指標⑤ 基幹交通をバスに委ねる本町においては、バス路線を維持することが重要な要素であるため、公共交通利用者数を目標とします。目標値は、公共交通計画における令和7年度の目標値まで促進させることとします。	
(3) 公共交通の充実による歩いて生活できる市街地形成のための方針	①居住誘導区域内の歩行者空間の確保 ②居住誘導区域内の公共交通不便地域の解消	●外出機会の増加 ●交通事故の減少 ●交通混雑の緩和 ●二酸化炭素排出量の抑制 ●公共交通利便性の向上	指標⑥ 公共交通圏域カバー率の向上	バス停からの利用圏域を充実することは、公共交通の利用促進と歩いて生活するための必要条件であるため、圏域カバー率の向上を目標とします。

第10章 計画の定量的な目標及び評価方法

《目標値の設定》

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値	目標値
指標① 商業施設（生鮮三品取扱店、コンビニ）の圏域カバー率の維持	町内の商業施設（生鮮三品取扱店、コンビニ）から 800m 圏域面積の市街化区域面積に対する割合を算出	平成 27 年 (2015 年) 44.2%	令和 22 年 (2040 年) 44.2%

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値	目標値
指標② 都市機能誘導区域内における都市機能増進施設・誘導施設の維持・確保	都市機能誘導区域内における都市機能増進施設及び誘導施設の施設数を算出	平成 30 年 (2018 年) 141 数	令和 22 年 (2040 年) 141 数

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値	目標値
指標③ 居住誘導区域内の人口密度	居住誘導区域内に 100m メッシュの重心が含まれるメッシュの人口総数を区域面積で除して算出	平成 27 年 (2015 年) 52.3 人/ha	令和 22 年 (2040 年) 47.0 人/ha

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値	目標値
指標④ 固定資産税路線価（木山交差点西側：国道）の維持	各年の固定資産税路線価を企画財政課から取得	令和 2 年 (2020 年) 27,600 円/㎡	令和 22 年 (2040 年) 27,600 円/㎡

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値	目標値
指標⑤ 公共交通利用者の促進	町内のすべてのバス停における年間あたりの公共交通利用者数を算出	令和元年 (2019 年) 294,660 人	令和 22 年 (2040 年) 338,500 人

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値	目標値
指標⑥ 公共交通圏域カバー率の向上	バス停から 300m 圏域内面積の市街化区域面積に対する割合を算出	平成 27 年 (2015 年) 61.3%	令和 22 年 (2040 年) 95.0%

第10章 計画の定量的な目標及び評価方法

10-2 目標値の評価方法

目標値については、以下のような作業方法によって評価を行うこととします。

目標指標	評価作業の方法
指標① 商業施設（生鮮三品取扱店、コンビニ）の圏域カバー率の維持	町内の商業施設（生鮮三品取扱店、コンビニ）をiタウンページから抽出し、施設から800mの圏域面積の市街化区域面積に対する割合を抽出することとなるため、毎年確認することは可能であるが、GISによってカバー圏域を作成し、面積を計測する必要があります。

目標指標	評価作業の方法
指標② 都市機能誘導区域内における都市機能増進施設・誘導施設の維持・確保	町内の都市機能増進施設・誘導施設に関する建築確認申請を活用し、適宜把握します。

目標指標	評価作業の方法
指標③ 居住誘導区域内の人口密度	基準値は、平成27年国勢調査による100mメッシュ値を活用し、居住誘導区域内にメッシュ重心が含まれるメッシュを対象に算出しているため、国勢調査結果が公表される5年毎に進捗状況の確認を行うこととします。

目標指標	評価作業の方法
指標④ 固定資産税路線価（木山交差点：国道側）の維持	固定資産税路線価は、企画財政課から同じポイントの路線価を取得します。目標年の予測は、固定資産税を算出するための固定資産税路線価の公表年から評価年までの経年データを取得し、目標年の固定資産税路線価を算出します。

目標指標	評価作業の方法
指標⑤ 公共交通利用者の促進	町内の年間あたりのバス利用者を把握するため、産交バスに問い合わせを行い、数値の把握を行います。

目標指標	評価作業の方法
指標⑥ 公共交通圏域カバー率の向上	公共交通圏域カバー率は、バス停から300mのカバー圏域をGISによって作成し、面積を計測する必要があります。バス停の位置や数に変化がない場合には、同じ面積となるため、バス停の設置状況の確認を行い、変更作業の必要性を確認します。

10-3 計画の管理と見直し

(1) 町民、事業者、行政などによる協働のまちづくりの推進

将来の人口減少・少子高齢化の進展の中で都市の将来像を実現するためには、計画的かつ効率的な取り組みにより目指すべき都市の骨格構造を形成することが必要となります。

立地適正化計画は、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識しつつ、互いに協力しながらまちづくりを進めていくことが重要となります。

各分野の行政機関の連携をさらに強化するとともに、住民やNPOの自主的な活動や町民と行政、事業者と行政などの多様な主体の連携によって施策展開を図ります。

(2) 町民、事業者への積極的な情報発信

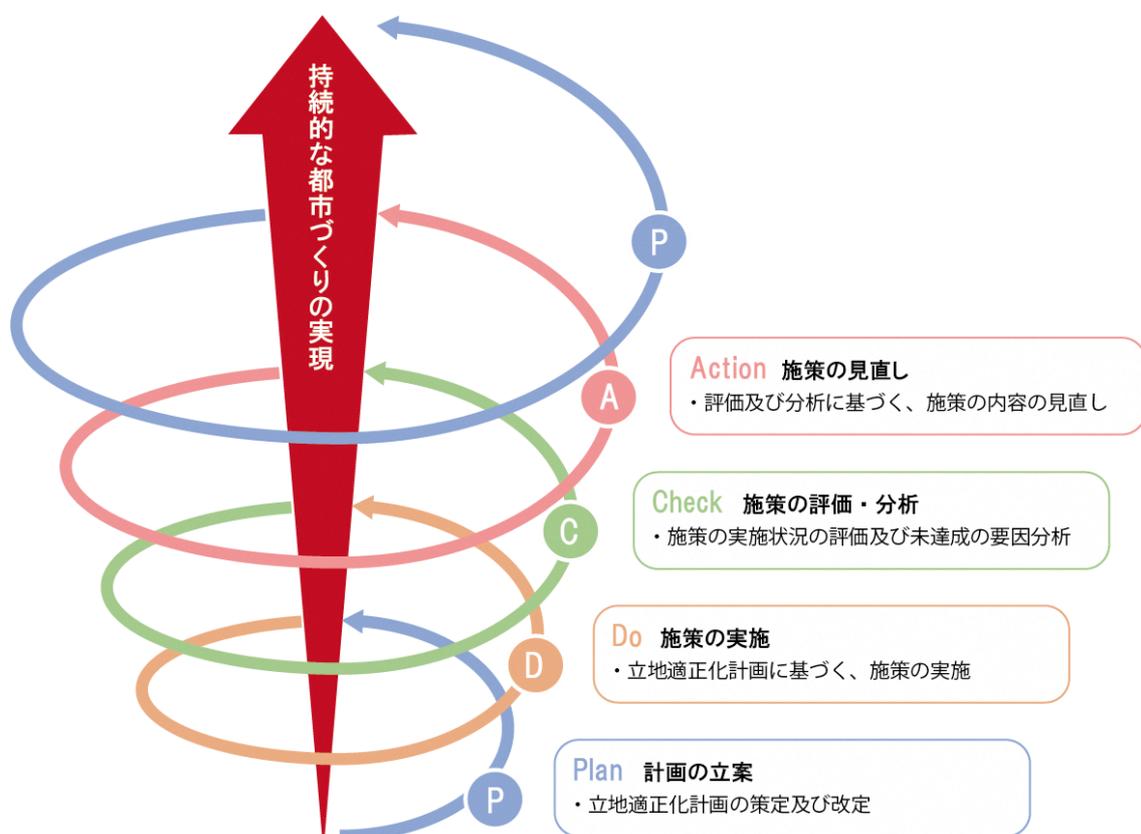
本計画に係る新たな制度について周知を図るとともに、町民や事業者のまちづくりへの参画を促進するため、本計画に基づく各事業計画の内容や推進状況、活用可能な支援策等について、積極的な情報発信を行うとともに、幅広く町民の意見を収集します。

町民意向の把握には、まちづくり協議会を活用し、事業推進に向けた検討や進捗報告、意見収集に努めます。

(3) 立地適正化計画の進行管理

益城町は、今後5年毎に立地適正化計画の内容についての評価を行い、目標の達成状況や施策の実施状況等の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

見直しについては、益城町都市再生協議会などの意見を踏まえ、検討を行うこととします。



①計画の策定（PLAN）

- ・立地適正化計画の策定・変更を行います（おおむね5年ごと）。

②計画の実践（DO）

- ・本計画に掲げた施策の推進を図ります。

③計画の評価（CHECK）

- ・本計画に掲げた施策の進捗状況を確認するため、1年毎に実施成果を把握し、実施内容が効率的に実施されているかを評価します。また、実施されていない施策は、推進上の問題課題を明確化します。
- ・居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定や施策の推進に対して、5年毎に計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、まちづくりの方針・誘導方策の有効性を評価します。

④計画の改善（ACTION）

- ・評価・検証結果を踏まえ、本計画に示された各区域の設定や施策の改善を必要に応じて行います。

（4）目標指標の検証

- 目標指標の将来目標値は、計画の目標年度（令和22年度）に達成することを目標として、計画の推進を図ります。
- ただし、目標の達成状況を確認するため、概ね5年毎（最新の国勢調査の公表時期に合わせて）に目標指標毎に将来目標値を算出し、中間的な検証を行います。
- 中間的な検証段階において、目標指標の算出値が目標水準を大きく下回る場合などにおいては、その原因を分析し、必要に応じて改善のための施策を講じます。

益城町立地適正化計画

令和4年3月 策定

発行 益城町

編集 都市計画課 都市計画係

〒861-2295 上益城郡益城町宮園 702

TEL : 096-286-3340 FAX : 096-286-4523
